

## 新 旧 対 照 表

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について  
(昭和63年2月12日付け社庶第30号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知)

新	旧
<p>1 業務従事期間の認定 (略)</p> <p>2 介護等の業務の範囲 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 局長通知別添2の1の(2)に掲げる者には、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（同条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第2号に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場）、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮）、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館（「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙1（隣保館デイサービス事業実施要領）に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）の職員であって主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。</p> <p>(4) 局長通知別添2の1の(20)から(23)に掲げる者には、空床時のベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事している者は含まれないこと。</p> <p>(5) 局長通知別添2の1の(34)の「介護等の便宜を供与する事業」は、</p>	<p>1 業務従事期間の認定 (略)</p> <p>2 介護等の業務の範囲 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 局長通知別添2の1の(2)に掲げる者には、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（同条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第2号に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場）、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮）、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館（「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙1（隣保館デイサービス事業実施要領）に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）の職員であって主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。</p> <p>(4) 局長通知別添2の1の(19)から(22)に掲げる者には、空床時のベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事している者は含まれないこと。</p> <p>(5) 局長通知別添2の1の(33)の「介護等の便宜を供与する事業」は、</p>

局長通知に掲げるものを除き、次のような事業であること。

ア 地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であつて、介護等の業務を行っているもの

イ (略)

ウ 障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業

エ～オ (略)

(6)～(7) (略)

(8) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、障害者総合支援法により指定障害福祉サービス事業者又は基準該当障害福祉サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であつて、障害者自立支援法による指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを実施する前（法人格取得前の期間を含む。）からこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。

(9) (略)

(10) 局長通知別添2の1の(29)に掲げる者には、「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」（平成19年6月18日付け障発第0618001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記6（12）に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

次のような事業であること。

ア 法令又は国が定める通知に基づかず、地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であつて、介護等の業務を行っているもの

イ (略)

ウ 障害者自立支援法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業

エ～オ (略)

(6)～(7) (略)

(8) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、障害者自立支援法により指定障害福祉サービス事業者又は基準該当障害福祉サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であつて、障害者自立支援法による指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを実施する前（法人格取得前の期間を含む。）からこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。

(9) (略)

(10) 局長通知別添2の1の(28)に掲げる者には、「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」（平成19年6月18日付け障発第0618001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記6（12）に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。